

「住まい支援の連携強化のための連絡協議会」

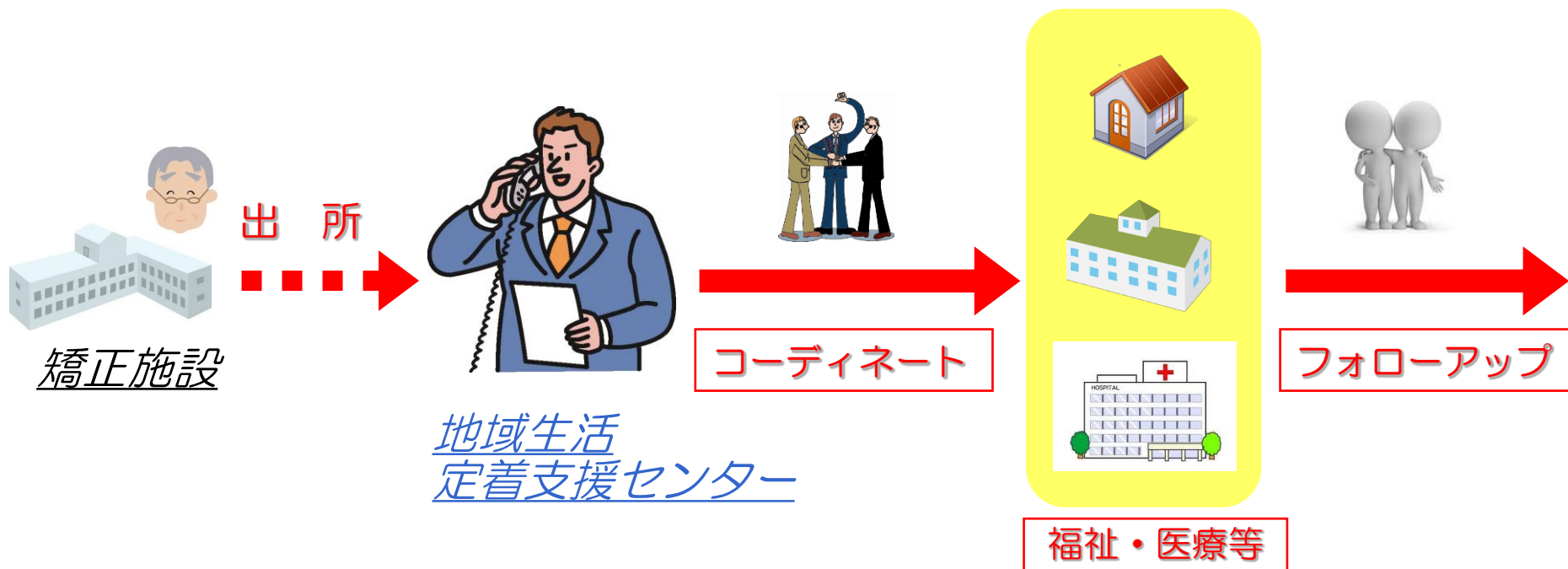
全国地域生活定着支援センター協議会の
取り組みとコロナ禍における現状と課題

全国地域生活定着支援センター協議会
事務局長 伊豆丸 剛史



『地域生活定着支援センター』の主な業務

～ 矯正施設（刑務所・少年院）からの“出口支援”～



刑務所を出所する帰る場所がない「高齢者」や「障がい者」の方が、出所後も生活に困らないでいいように、また犯罪を犯さず安心して生活できるように、受刑中から支援（コーディネート/フォローアップ）を実施。

『一般社団法人 全国地域生活定着支援センター協議会（全定協）』の発足

■ 発足：定着支援センター間の『連携強化』と『支援活動の標準化』を図ることを目的に、H.22年に発足

1. 各都道府県センターで生じている課題点を明らかにし、解決策を協議
2. 司法・矯正・更生保護・福祉・医療等の関係機関との連携促進
3. スキルアップ研修（人材育成）と社会啓発・普及に向けた研修会開催
4. セーフティネットの構築に向けて必要な事業の実施（調査研究等）



平成27年度に向けた
地域生活定着支援センターに関する要望書
(法務省・厚生労働省)

一般社団法人
全国地域生活定着支援センター協議会
代表理事 田島良昭

全国の実績

引用：厚生労働省HP

『地域生活定着支援センターの支援状況』

(令和元年度に支援した者)



地域生活定着支援センターの支援状況（令和元年度中に支援した者）

1. コーディネート業務（帰住地への受入れ調整）

（単位：人、カッコ内は平成30年度の実績）

コーディネートを実施した者		1,467(1,342)
【内訳】	矯正施設を退所し受入れ先に帰住した者	759(677)
	帰住地への受入れ調整を継続中の者	582(523)
	「福祉を受けたくない」といった理由や疾病悪化等により支援を辞退した者	126(142)

【矯正施設を退所し受入れ先に帰住した者の福祉サービスの利用状況】

矯正施設入所前に、	介護保険または障害者自立支援の認定を受けていた者	122(126)
	療育手帳または障害者手帳を取得していた者	384(350)
矯正施設入所中に、	介護保険または障害者自立支援の認定を行った者	262(235)
	療育手帳または障害者手帳を取得した者	144(107)

2. フォローアップ業務

（受入れ調整後に行う受入先施設等への支援）

矯正施設退所後にフォローアップを実施した者		2,324(2,246)
【内訳】	支援が終了した者（地域に定着した者）	716(591)
	支援継続中の者	1,608(1,655)

【フォローアップを実施した者の福祉サービスの利用状況】

フォローアップ中に、生活保護を申請した者	706(620)
フォローアップ中に、介護保険または障害者自立支援の認定を受けた者	232(191)
フォローアップ中に、療育手帳または障害者手帳を取得した者	133(102)

3. 相談支援業務

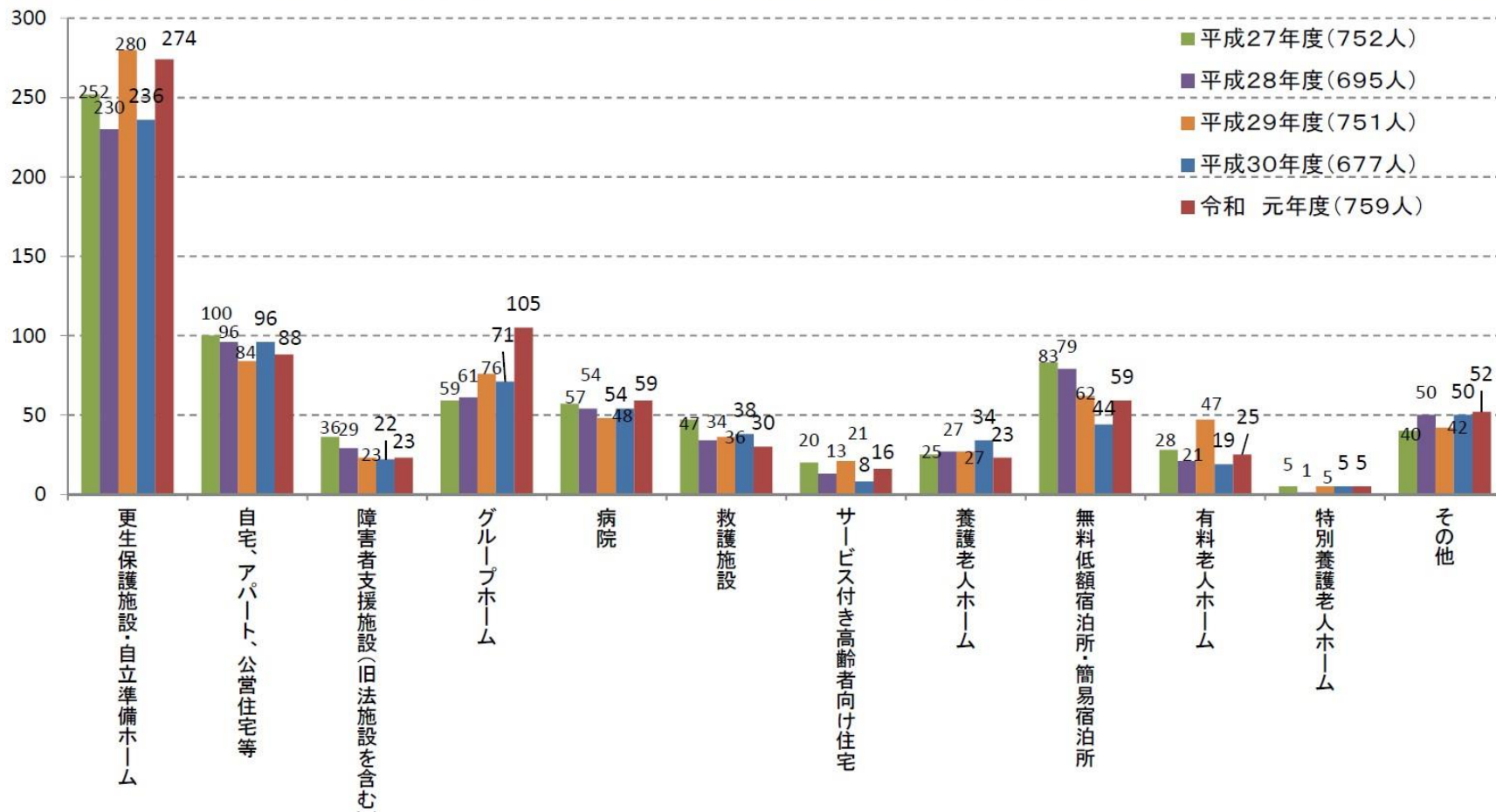
（地域に在住する矯正施設退所者本人やその家族、施設等からの相談に応じる支援）

相談支援を実施した者		1,392(1,454)
【内訳】	支援が終了した者	600(672)
	支援継続中の者	792(782)

【相談支援を実施した者の福祉サービスの利用状況】

相談支援中に生活保護を申請した者	119(113)
相談支援中に介護保険または障害者自立支援の認定を受けた者	78(57)
相談支援中に療育手帳または障害者手帳を取得した者	25(25)

【参考2】 矯正施設を退所し受入れ先に帰住した者の矯正施設退所時点の居住先内訳 (単位:人)



刑政

2016
2

Straf ist myn handt, mar lieflijk myn gemoedt.

矯正を去るに当たって
SST指導場面における「規範」
矯正施設における物品販売等の運営業務について
四国医療の新たな挑戦

山崎秀幸
仲野由佳理
長屋栄治
小野宏人

特別調整対象受刑者の出所後2年以内 「累積再入率の推移」及び「他との比較」

	総数	総数の内数			
		満期釈放	仮釈放	65歳以上	特別調整
2005	21.7	32.6	12.7	31.1	
2006	20.9	31.3	11.5	31.9	
2007	20.5	30.1	11.0	28.3	
2008	20.1	29.7	10.6	29.7	
2009	20.0	28.9	10.9	28.2	
2010	19.2	27.6	10.4	25.3	15.8
2011	19.4	28.3	10.9	23.5	15.4
2012	18.6	27.3	11.0	22.8	16.8

%

特別調整対象者の出所後2年以内累積再入率と、出所後事由別のそれと比較すると、特別調整対象者は、満期釈放者に比べて大幅に低く、受刑者総数と比較しても低い水準である。

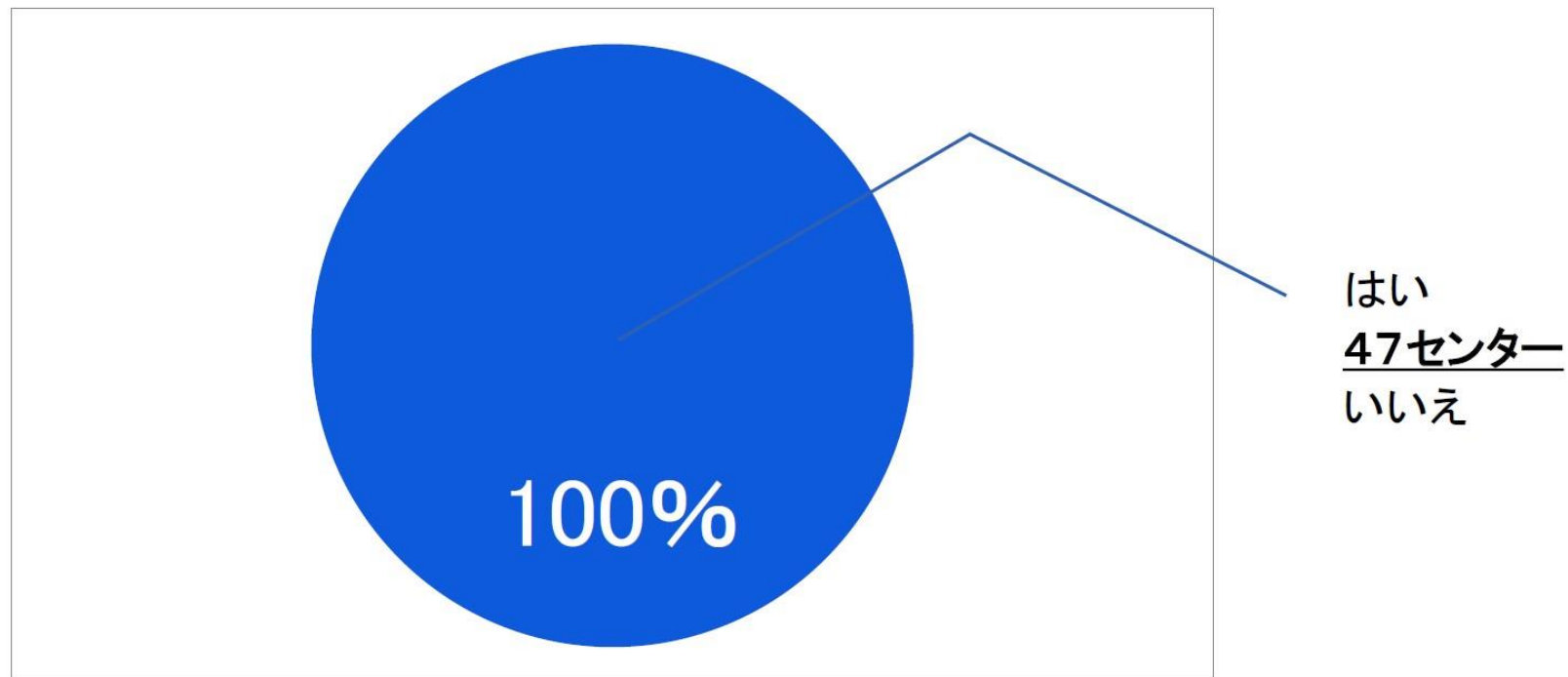
また65歳以上の受刑者全体と比較しても、低い水準である。

緊急事態宣言に係るアンケート調査(回答)

全国47センター(全定協未加入の三重を除く)にアンケートを依頼し、47センターより回答あり。

回収率100%(47/47センター回答)

■緊急事態宣言後、業務に支障はありましたか？



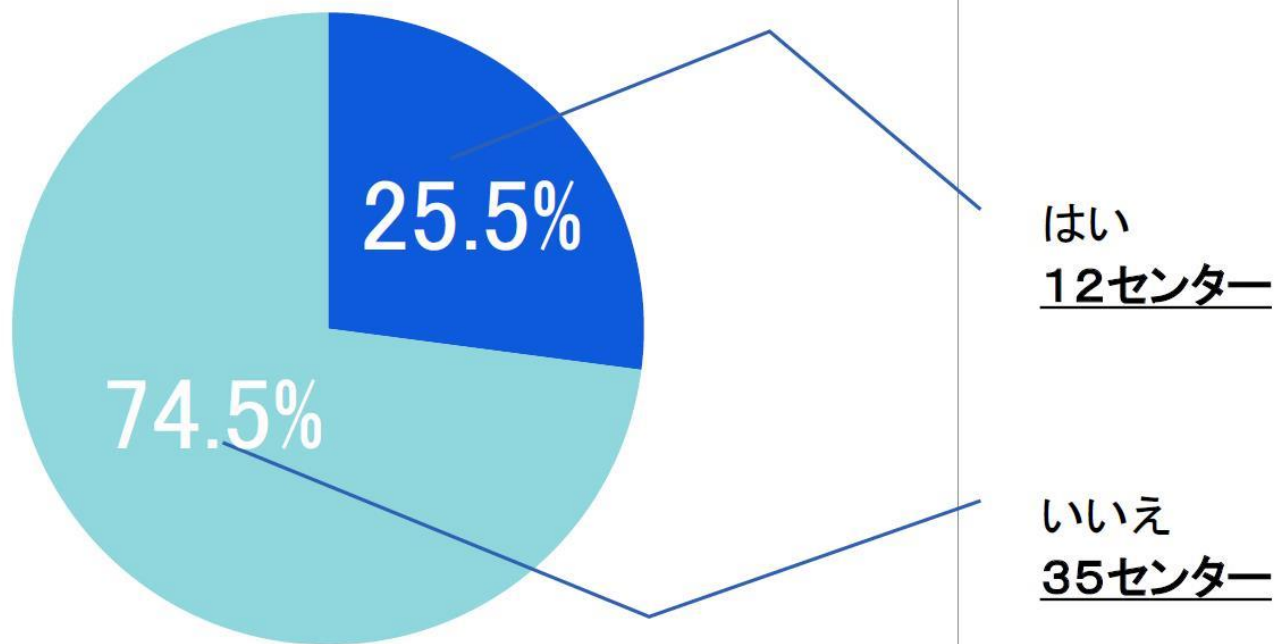
刑務所での面接ができなかった。県外から受入れる場合、2週間待機しなければならず、すぐにサービス利用につながらなかった。また、施設に受け入れを予定しているが、2週間他で待機する必要を言われ、待機する場所を探すのに困っている。

対象者の受け入れ先が決まっていたが、緊急事態宣言後、受け入れが延期になった。中間施設又は病院でコロナウイルスの症状がないか様子観察の期間として約2～3週間の調整が必要になっている。

全定協「緊急事態宣言に係るアンケート調査・結果」

Q. テレワークやオンラインを活用した働き方が推奨されていますが、働き方を見直したことで、良い影響はありましたか？

■緊急事態宣言を受け、国の通知でも、テレワークやオンラインを活用した働き方が推奨されていますが、働き方を見直したことで、良い影響はありましたか？



— コロナの影響を踏まえた問題意識 —

1. 刑務所出所者というハードルと、感染リスクという二重のハードルが帰住調整を難航させている

・ 一時待機するための「個室型のシェルター（自立準備ホームetc）」の設置増

2. 刑務所からダイレクトに帰住先へ繋ぐ受刑者だけでなく、出所後に行き場を失った対象者や、帰住先から飛び出して放浪した対象者などを、現場で直接支援する際の支援者側の感染リスク

・ 支援者が安心して、現場で支援し続けられるための感染防護面の充実